

福岡県公報

令和二年十二月二十二日
第百六十二号
増刊
①

目次

規 則 (第六十九号・第七十号)

○福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例の施行期日を定める規

則 (自然環境課) …………… 一

○福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部を改正

する規則 (自然環境課) …………… 一

規 則

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和二年十二月二十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第六十九号

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例の施行期日を定める規則

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例 (令和二年福岡県条例第四十二号) の施行期日は、令和三年五月一日とする。

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年十二月二十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第七十号

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規

則

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則 (令和二年福岡県規則第五十八号) の一部を次のように改正する。

第十七条第十号ハ及び第二十四条第六号ニ中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例 (令和二年福岡県条例第四十二号) の施行の日から施行する。